

(仮 訳)

2025 年 2 月 7 日

証券監督者国際機構

日本証券業協会

IOSCO 市中協議報告書『『集団投資スキームの流動性リスク管理』の改訂案』
に対する意見について

日本証券業協会¹は、証券監督者国際機構（IOSCO）が 2024 年 11 月 11 日に公表した市中協議報告書『『集団投資スキームの流動性リスク管理』の改訂案』に対し、意見表明を行う機会を得られたことに感謝するとともに、IOSCO が一連の作業にご尽力されていることに敬意を表します。

本市中協議文書につきまして、会員証券会社から寄せられたコメントを提出いたします。これらのコメントを、市中協議の内容に係るさらなる検討において、考慮していただきますようお願いいたします。

記

質問項目 2：

希釈化防止 LMT、量的 LMT 及びその他流動性管理措置の平常時およびストレス時における利用や利用可能性について、その他の考慮すべき事項はあるか。

(回答)

各法域における責任主体の希釈化防止 LMT の導入検討に際して、販売会社における対応負担や実現可能性を考慮に入れることも必要であると示唆するコメントが本協会の会員から寄せられた。寄せられたコメントには「各責任主体（管理会社）がそれぞれ異なる希釈化防止 LMT を導入する場合、販売会社にとってはそれらに合わせてファンド毎に対応を行わなければならない点が懸念される。」や「希釈化防止 LMT の中には、販売会社においてシステム開発や実務の対応が困難なものもある」等の声が含まれている。

また、オープンエンド型ファンドの解約頻度を下げる措置に関して、投資家の目線を考慮に入れる重要性を強調するコメントも本協会の会員から寄せられた。IOSCO の文書では「カテゴリー 2 のオープンエンド型ファンドが提言 6 上の希釈化防止 LMT の実施に関する期待

¹ 日本証券業協会（日証協）は自主規制機関であり、また行政当局を含む様々な利害関係者との間の対話を円滑にする業界団体としての双方の機能を有する機関である。その法的地位は内閣総理大臣により認定された金融商品取引業協会であり、その機能はそれぞれ独立して運用されている。日証協は日本で活動する約 465 社の証券会社及び証券業務を行う登録金融機関から組織されている。

に沿えない場合には、当局が適切と考えるのであれば、ファンドは、投資家に提供される流動性を減少させるための措置(例えば、解約頻度を下げるとおおよび/または長期の通知期間もしくは決済期間の実施)を検討」とあるところ、本件について寄せられたコメントには「もともと日々流動性を提供していたオープンエンド型ファンドの解約頻度を下げるとは、投資家にとっては当初の商品性が自身にとって不利に変化すると受け止められかねないため、こうした投資家の目線を考慮に入れることも重要」との声が含まれている。

以 上